

# 第40期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく  
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- ① 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」 ……………1頁
- ② 事業報告の「会計監査人の状況」 ……………2頁
- ③ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び  
当該体制の運用状況の概要」 ……………3頁
- ④ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」 ……………7頁
- ⑤ 連結計算書類の「連結注記表」 ……………8頁
- ⑥ 計算書類の「貸借対照表」 ……………23頁
- ⑦ 計算書類の「損益計算書」 ……………24頁
- ⑧ 計算書類の「株主資本等変動計算書」 ……………25頁
- ⑨ 計算書類の「個別注記表」 ……………26頁
- ⑩ 監査報告書の「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書」 36頁
- ⑪ 監査報告書の「計算書類に係る会計監査人の監査報告書」 ……38頁
- ⑫ 監査報告書の「監査等委員会の監査報告書」 ……………40頁

上記の事項は、法令及び定款の規定により、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

## 会社の新株予約権等に関する事項

- 1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況**  
該当事項はありません。
- 2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況**  
該当事項はありません。
- 3. その他新株予約権等の状況**  
該当事項はありません。

# 会計監査人の状況

## 1. 会計監査人の名称

監査法人東海会計社

## 2. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	34百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので「当事業年度に係る会計監査人としての報酬等」の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

なお、海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

## 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針としております。

# 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

## 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を次のとおり決議しております。

- (1) 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）
  - ① 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）は、法令、社会規範を遵守、道徳・倫理に基づいた行動を徹底し、コンプライアンスに根差した公正で誠実な経営を実践する。このために、当社は、当社グループのコンプライアンス担当役員を定め、関係規程を整備して当社グループのコンプライアンスの推進をはかる。コンプライアンス担当役員は、監査等委員でない当社取締役から指名する。当社グループのコンプライアンスの状況は、コンプライアンス担当役員から当社取締役会に報告される。
  - ② 当社グループの役員及び使用人は、当社グループの行動規範を定めた「コンプライアンスカード」及び「コンプライアンスハンドブック」を常に参照し、自らの行動がコンプライアンスに沿ったものであるかを常に確認し行動する。
  - ③ 当社グループの役員及び使用人が、法令違反や社内規程違反を含む不正行為等について直接通報できる窓口を設け、この内部通報制度により不正行為等の早期発見と是正を通じたコンプライアンスの強化を行う。また、当社グループは、内部通報をした者に対して当該行為を理由として不利益な取り扱いを行わない。
  - ④ 当社内に内部監査部門を設置し、当社グループの業務執行及びコンプライアンスの状況について監査を実施する。
- (2) 当社の取締役等の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制（情報管理体制）
  - ① 当社の取締役及び執行役員の職務執行に係る情報は、「情報資産管理規程」等の社内規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。
  - ② 取締役及び執行役員は、適時前項の情報を閲覧できるものとする。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）
  - ① 当社グループは、当社グループ全体のリスクを適切に認識し管理するための規程として「リ

スク管理規程」を定め、経営方針の実現を阻害する全ての要因をリスクとして把握・評価し、必要な対策を講じる。

- ② リスクが顕在化した場合には、適切かつ迅速な対応を行い、損害及び影響を最小限に抑える体制を整える。

(4) 当社取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保する体制（効率的職務執行体制）

- ① 当社は定時取締役会を原則、月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ② 当社は「取締役会運営規程」により取締役会の適切かつ円滑な運営を図ると共に、社外取締役の参加により経営の透明性と健全性の維持に努める。
- ③ 当社は、経営に関する意思決定及び監督機能と業務執行機能の分離を推進し、より柔軟かつ迅速に業務を執行するため、執行役員制度を採用する。
- ④ 当社グループは、「組織管理規程」に定める職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行を行う。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保する体制（グループ内部統制体制）

- ① 当社グループの内部統制の整備及び運用状況を監督する組織として、内部統制委員会を設置し、内部統制委員会は、当社グループ横断的に内部統制の整備運用状況について確認評価を行い、定期的に当社取締役会に報告する。内部統制委員会の委員長は、監査等委員でない当社取締役とする。
- ② 当社グループ各社の代表取締役、当社の業務担当取締役及び執行役員は、内部統制責任者として、管掌する会社及び組織機構が適切な内部統制システムの整備運用を行い、その状況を内部統制委員会に報告する。
- ③ 当社の内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性の確保に努める。
- ④ 当社子会社が当社に対し事前承認を求める、又は報告すべき事項を定めた「関係会社管理規程」を定め、当社取締役会の付議基準とあわせ、各社の経営上の重要事項については、当社取締役会・経営会議もしくは当該子会社を担当する当社取締役又は当社執行役員の事前承認又はこれらへの報告を義務付ける。

(6) 当社の監査等委員会監査の実効性を確保するための体制（実効的監査体制）

- ① 当社監査等委員会から要請があった場合、当社グループはその職務を補助するために必要な監査等委員会スタッフを配置する。

- ② 監査等委員会スタッフは、当社監査等委員会の職務を補助するに際しては、当社監査等委員会の指揮命令にのみ従うものとし、その選任、異動、人事考課については当社監査等委員会の意見を聴取し、尊重する。
- ③ 当社監査等委員は、必要に応じて経営会議等重要な会議に出席し、報告を受ける。
- ④ 当社グループの役員及び使用人は、当社監査等委員会に対して、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項について報告する。また、当社監査等委員会の選定する監査等委員は、必要に応じて随時、当社グループの役員及び使用人に対し報告を求めることができる。また、当社グループは、これらの報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
- ⑤ 当社監査等委員の職務の執行に必要な費用について請求があった場合、速やかに前払い又は償還に応ずる。
- ⑥ 当社監査等委員は、当社グループの監査等委員、監査役、会計監査人及び内部監査部門と、定例及び随時の情報交換・意見交換を行い、監査の実効性と効率性の向上を図る。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当期において実施いたしました主な取り組みは次のとおりです。

### (1) 内部統制システム全般についての取り組み

内部統制規程に基づき、当期は内部統制委員会を2回開催し、その中で当社グループの各社・各部門から報告を受け、内部統制システムの運用状況を確認しました。

### (2) コンプライアンスに関する取り組み

コンプライアンス意識の向上のため、グループ全社員を対象とした研修を開催、960名が受講しました。その他の法令等に関するコンプライアンスについての周知活動もe-Learning等を用いて継続して行っております。

内部通報は適切に対応されており、内部統制委員会に報告されております。当期において、重大な法令違反等にかかわる通報はありませんでした。

### (3) リスクと危機の管理に関する取り組み

リスク管理規程に基づき、各部門においてリスクの洗い出し・評価を行い、対策を立案しました。その取り組みに関し、内部統制責任者、内部統制委員会に報告しました。

(4) 子会社管理に関する取り組み

「関係会社管理規程」に基づき、子会社から当社に対し、付議・報告がなされています。

子会社の社長を内部統制責任者とし、内部統制委員会において運用状況の報告を行い、内部統制委員会が各子会社の内部統制システムの整備・運用の監督を行いました。

当社の内部監査部門は、子会社の内部監査も実施しております。

(5) 監査等委員会監査に関する取り組み

当社の監査等委員は、取締役会に出席することにより、取締役の業務執行を監視・監督するほか、会計監査人及び内部監査部門からの監査報告に基づいて監査を行いました。内部統制の状況については内部監査部門から報告を受けるほか、内部統制委員会に出席して整備運用状況の確認をしました。

常勤監査等委員は、上記の他、執行役員会その他重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、実地監査を行ったほか、必要に応じて執行部門の役職員へのインタビューによる業務執行状況の確認を行いました。また、子会社の監査役とは計画的に監査役員連絡会を開催して情報交換を行い、それらの状況等について監査等委員会にて報告を行っております。

監査等委員会スタッフは内部監査部門が担当し、監査等委員会にて内部監査部門より監査状況の報告を受けました。常勤監査等委員は内部監査部門と密に情報交換・意見交換を行い、監査等委員会監査の実効性の確保に努めました。

会計監査人とは、監査計画及び四半期レビュー、年度監査結果の受領並びに意見交換を行いました。また、常勤監査等委員は、随時会計監査人と情報交換を実施しました。

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	1,000	250	43,567	△327	44,489
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,637		△1,637
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			8,071		8,071
自 己 株 式 の 取 得				△8,703	△8,703
自 己 株 式 の 処 分			△20	81	60
自 己 株 式 の 消 却			△8,219	8,219	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△1,806	△402	△2,209
当 期 末 残 高	1,000	250	41,760	△730	42,280

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	そ の 他 有 価 証 金 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 期 首 残 高	357	△55	△24	270	547	45,037
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△1,637
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						8,071
自 己 株 式 の 取 得						△8,703
自 己 株 式 の 処 分						60
自 己 株 式 の 消 却						-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△555	214	66	446	172	172
当 期 変 動 額 合 計	△555	214	66	446	172	△2,036
当 期 末 残 高	△198	158	41	716	719	43,000

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

12社

主要な連結子会社名

シー・エフ・デー販売株式会社、株式会社バッファロー・IT・ソリューションズ、その他10社

連結子会社であった株式会社バッファローは、2025年4月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。また、連結子会社であった株式会社ライフエンリッチは2026年1月13日付で会社清算したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数

1社

主要な会社名

NEARIZE株式会社

#### 3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、海外子会社1社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ② デリバティブ

時価法

###### ③ 棚卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用し、在外連結子会社は主として移動平均法による低価法を採用しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は主

として定額法を採用しております。(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。)

② 無形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定額法を採用し、在外連結子会社は所在地国の会計基準に基づく定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(研究開発用のもの3年、その他のもの5年)に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく必要額を計上しております。

④ 製品保証引当金

製品の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績に基づく合理的な見積額を計上しております。

⑤ 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を株主優待引当金として計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

主に国内の事業者及び一般顧客に対してIT機器・家電製品等の商品の販売、製品の保守サービスの提供をしております。

商品の販売においては、引き渡し等により顧客に支配が移転し

た時点で履行義務が充足されることとなりますが、適用指針第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時点において収益を認識しております。また、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート、返品及び販売促進費等の名目で顧客に支払う対価の一部について控除しております。

製品の保守サービスについては一定の期間を設けその期間内において製品の修理・交換等のサービスを提供するものであり、期間の経過により履行義務が充足されることから、一定の期間に渡り収益を認識しております。

なお、これらに関する取引の対価については、商品の引き渡し又はサービス提供開始から通常1年以内に支払を受けており、重要な金融要素の調整はしておりません。

## (5) 重要なヘッジ会計の方法

### ① ヘッジ会計の方法

為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

なお、連結会社間取引に付されたヘッジ目的のデリバティブについては、連結会社間の債権債務の相殺消去に伴い時価評価を行った上で、評価差額は当期の損益として処理しております。

### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務

### ③ ヘッジ方針

将来の為替相場変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

### ④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジの有効性を確保できるような為替予約取引の利用を行っております。

### ⑤ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従って行っております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る負債

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、一部の連結子会社は期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資単位ごとに投資効果の発現する期間で均等償却しております。

**(表示方法の変更に関する注記)**

2025年4月1日に実施しました吸収合併により当社が純粋持株会社から事業会社へ移行したことに伴い、次の通り連結計算書類の組替えを行っております。

・連結損益計算書

前連結会計年度において前連結会計年度において「売上高」及び「営業外収益」の「その他」に表示しておりました不動産賃貸料収入について、「営業外収益」の「受取賃貸料」へ組み替えを行っております。

## (会計上の見積りに関する注記)

・ 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当 連 結 会 計 年 度
商 品 及 び 製 品	16,208
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	5,994
売上原価に含まれる棚卸資産評価損（純額）	12

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

### ① 算出方法

IT関連事業の棚卸資産の評価は、主に棚卸資産に収益性の低下が生じたと判断した場合に正味売却価額で評価する方法（低価法評価）及び正常な営業循環過程から外れた棚卸資産については滞留月数に応じて規則的に帳簿価額を切下げる方法（滞留評価）に基づいております。

正味売却価額で評価する方法は、期末日時点の正味売却価額を見積り、正味売却価額が棚卸資産の取得原価と比較して下落している場合に正味売却価額を棚卸資産評価額とするとともに、減額した帳簿価額を棚卸資産評価損として処理しております。正味売却価額は、見積販売価格から実績率に基づく見積販売直接経費を控除して算定し、見積販売価格は期末日前の販売実績の平均単価に基づいて算定しております。なお、原材料については、正味売却価額に代えて再調達原価に基づく処理をしております。

滞留月数に応じて規則的に帳簿価額を切下げる方法は、期末日から一定期間を経過しているものを長期滞留在庫と判断し、長期滞留在庫の評価時点の取得原価に滞留月数に応じて設定された減額率を乗じることにより棚卸資産評価額を算出するとともに、減額した帳簿価額を棚卸資産評価損として処理しています。

### ② 主要な仮定

主要な仮定は見積販売価格、見積販売直接経費、再調達原価及び滞留月数に応じて設定された減額率です。

### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類へ与える影響

正味売却価額の見積りは不確実性を伴うため、正味売却価額が想定よりも下回った場合には損失が発生する可能性があります。

滞留月数に応じて設定された減額率は商品のライフサイクルを勘案して仮定を設定しており、急激なライフサイクルの変化が生じた場合や市場環境が予測より悪化する場合、原材料等の使用実績に著しい変化が生じた場合には、損失が発生する可能性があります。

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 期末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	15,300,000	—	3,300,000	12,000,000
合計	15,300,000	—	3,300,000	12,000,000
自己株式				
普通株式 (注) 1、2	94,538	3,403,133	3,338,200	159,471
合計	94,538	3,403,133	3,338,200	159,471

(注) 1. 普通株式の自己株式の数の増加3,403,133株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加3,402,900株、単元未満株式の買取りによる増加233株であります。

2. 普通株式の自己株式の数の減少3,338,200株は、自己株式の消却による減少3,300,000株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少38,200株であります。

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

金銭による配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月19日 取締役会	普通株式	912	60	2025年3月31日	2025年6月9日
2025年11月12日 取締役会	普通株式	725	60	2025年9月30日	2025年12月4日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの  
次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年5月19日 取締役会	普通株式	利益剰余金	710	60	2026年3月31日	2026年6月9日

### (金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全かつ効率的な運用を最優先としております。資金調達については、グループ内ファイナンスを活用しつつ、外部金融機関からの当座貸越契約枠を確保しております。

なお、デリバティブは内部管理規程に従い、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る信用リスクに関しては、与信管理規程に沿った管理を行っており、取引信用保険契約も利用し、リスク低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクを有しておりますが、随時（最低四半期ごと）時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払法人税等、未払費用並びに未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日です。営業債務に係る流動性リスクに関しては、当社グループは十分な手元流動性と金融機関からの当座貸越契約枠を保持しており、更にグループ内ファイナンスによる資金の集中と配分を行う制度も整備しております。

海外との取引に対して発生する外貨建売掛金及び外貨建買掛金は、為替の変動リスクを有しておりますが、原則としてすべての外貨建債権債務に対し、デリバティブである先物為替予約を利用して、ヘッジしております。

なお、デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に従って行っており、常時契約額及び損益影響の管理をしております。

##### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 217百万円）は、「その他有価証券」には含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円) (*1)	時価 (百万円) (*1)	差額 (百万円)
投資有価証券			
その他有価証券	1,503	1,503	—
長期借入金 (*2)	(1,548)	(1,538)	10
デリバティブ取引 (*3)			
① ヘッジ会計が適用 されていないもの	11	11	—
② ヘッジ会計が適用 されているもの	229	229	—

(\*1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(\*2) 連結貸借対照表上の1年内返済予定の長期借入金234百万円は長期借入金に含まれております。

(\*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
投 資 有 価 証 券				
そ の 他 有 価 証 券	1,503	—	—	1,503
長 期 借 入 金	—	—	—	—
デ リ バ テ ィ ブ 取 引	—	241	—	241

## (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
投 資 有 価 証 券				
そ の 他 有 価 証 券	—	—	—	—
長 期 借 入 金	—	1,538	—	1,538
デ リ バ テ ィ ブ 取 引	—	—	—	—

## (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

**(1 株当たり情報に関する注記)**

1 株当たり純資産額 1,815.81円

1 株当たり当期純利益 319.92円

(注) 2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

**(収益認識に関する注記)****1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報**

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりになります。

(単位：百万円)

商品分野	金額
ネットワーク機器	25,477
メモリ・ストレージ機器	38,992
その他周辺機器	5,554
関連サービス	3,533
卸売品	32,870
その他	10,884
顧客との契約から生じる収益	117,312
その他の収益	—
外部顧客への売上高	117,312

**2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報**

収益を理解するための基礎となる情報は、注記事項「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	連 結 会 計 年 度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	14,489
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	12,104
契約負債（期首残高）	4,776
契約負債（期末残高）	4,893

契約負債は主に製品の保守サービスについて、顧客から受け取った翌期以降分の前受金に関するものがあります。契約負債は収益認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,730百万円です。また当連結会計年度における契約負債の増減は、主として前受金の受取りと収益認識によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたっては実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務はIT関連事業における保守サービスに関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	連 結 会 計 年 度
1 年 以 内	1,652
1 年 超 2 年 以 内	1,129
2 年 超 3 年 以 内	732
3 年 超	885
合 計	4,400

### (固定資産の減損損失に関する注記)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

#### (1) 減損損失を認識した主な資産

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
東京都	受注管理システム	ソフトウェア	50

#### (2) 減損損失の認識に至った経緯

将来の使用が見込まれない資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

#### (3) 減損損失の金額

(単位：百万円)

種類	金額
ソフトウェア	50

#### (4) 資産のグルーピングの方法

当社グループは原則として、事業用資産については継続的に損益を把握している管理会計上の区分の最少単位として、会社又は事業を1つの資産グループと捉えておりますが、複数のグループの単位が生み出す製品やサービスの性質、市場などに類似性等があり、それを1つの資産グループとして見ることが妥当である場合は、複数のグループが構成する事業を1つの資産グループとしております。なお、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

#### (5) 回収可能価額の算定方法

事業用資産については、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を使用しており、将来キャッシュ・フローを見込めないことから帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

## (企業結合・事業分離に関する注記)

共通支配下の取引等

連結子会社の吸収合併

当社は、2024年10月11日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社バッファローを吸収合併すること並びに本吸収合併に伴い当社の商号を変更することを決議し、2025年4月1日付で吸収合併いたしました。

### 1. 企業結合の概要

#### (1)被結合企業の名称及びその事業の内容

被結合企業の名称	事業の内容
株式会社バッファロー	デジタル家電及びパソコン周辺機器の開発・製造・販売及びデータ復旧サービス

#### (2)企業結合日

2025年4月1日

#### (3)企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社バッファローを消滅会社とする吸収合併であり、本吸収合併により株式会社バッファローは解散いたしました。

#### (4)結合後の企業の名称

株式会社バッファロー

#### (5)その他取引の概要に関する事項

当社は、2003年に純粋持株会社体制に移行し、複合的な長期成長企業群としての経営形態を意味する「森の経営」を実践してまいりました。移行後、当社グループは、着実に経営基盤の強化と事業分野の拡大を図ってまいりましたが、一方で事業分野の範囲が広すぎることによる、さまざまな問題点も顕在化してきました。経営環境・社会の変化が激しい現在の状況も踏まえつつ、こうした問題点を解消し、長期的な株主価値の最大化を目指すために、食品事業を担うシマダヤ株式会社のスピンオフ上場（2024年10月1日実施済）や、本吸収合併による組織再編の実施が必要不可欠との認識に至りました。本吸収合併により、迅速な事業戦略の実行及び、さらなるIT関連事業の成長を促進し、それにより長期的な株主価値の最大化を目的とするものであります。

### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## (重要な後発事象に関する注記)

### 株式分割

当社は、2026年2月12日開催の取締役会決議に基づき、2026年4月1日付で株式分割を行いました。

#### (1)株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えるとともに、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

#### (2)株式分割の概要

##### ①分割の方法

2026年3月31日(火)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたしました。

##### ②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	12,000,000株
今回の分割により増加する株式数	12,000,000株
株式分割後の発行済株式総数	24,000,000株
発行可能株式総数	97,000,000株

#### (3)株式分割の日程

基準日公告日	2026年3月12日(木)
基準日	2026年3月31日(火)
効力発生日	2026年4月1日(水)

#### (4) 1株当たり情報に及ぼす影響

今回の株式分割による影響については、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して計算しており、「(1株当たり情報に関する注記)」に記載しております。

## (5)その他

### ・資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

### ・当社取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式報酬の株式数の上限の調整

2025年6月25日開催の第39期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して年額50百万円以内、株式数の上限を年25,000株以内、当社監査等委員である取締役に対して年額40百万円以内、株式数の上限を年20,000株以内と決議いただいております。かかる決議では、株式分割によって、当社の発行済株式総数が増加した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものとされているため、今回の株式分割に伴い、譲渡制限付株式報酬の株式数の上限を当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して年50,000株以内、当社監査等委員である取締役に対して年40,000株以内といたします。

## 自己株式の取得

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項について下記のとおり決議いたしました。

### 1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、資本コストや株価を意識した経営を一層推進するため、資本効率を重視した経営に取り組んでまいります。このたび、経営指標として連結ROE15%以上を目標に掲げることといたしました。これを踏まえ、株主還元の実践及びバランスシートの適正化を図るとともに、当社が外国為替及び外国貿易法上の外国投資家非該当の状態を引き続き維持することを目的として、自己株式の取得を決議いたしました。

### 2. 取得の内容

- |                               |                       |
|-------------------------------|-----------------------|
| (1) 取得対象株式の種類                 | 当社普通株式                |
| (2) 取得し得る株式の総数                | 4,000,000株（上限）        |
| （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合16.9%） |                       |
| (3) 株式の取得価額の総額                | 11,200,000,000円（上限）   |
| (4) 取得期間                      | 2026年5月15日～2027年4月30日 |

### （ご参考）

2026年4月30日時点の自己株式の保有状況

- |                     |             |
|---------------------|-------------|
| 1. 発行済株式総数（自己株式を除く） | 23,681,058株 |
| 2. 自己株式数            | 318,942株    |

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>56,448</b>	<b>流動負債</b>	<b>23,677</b>
現金及び預金	25,352	買掛金	10,246
電子記録債権	56	電子記録債務	1,108
売掛金	9,060	1年内返済予定の長期借入金	234
商品及び製品	7,032	未払金	2,630
原材料及び貯蔵品	5,989	未払費用	1,562
前払費用	513	未払法人税等	1,009
関係会社短期貸付金	7,220	契約負債	4,119
未収入金	1,031	預り金	2,218
その他	191	製品保証引当金	32
<b>固定資産</b>	<b>7,801</b>	役員賞与引当金	20
<b>有形固定資産</b>	<b>529</b>	株主優待引当金	45
建物	405	その他	449
構築物	60	<b>固定負債</b>	<b>1,611</b>
機械及び装置	158	長期借入金	1,314
工具、器具及び備品	2,698	退職給付引当金	195
土地	36	役員退職慰労引当金	101
建設仮勘定	45	<b>負債合計</b>	<b>25,289</b>
減価償却累計額	△2,876	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>1,825</b>	<b>株主資本</b>	<b>39,026</b>
商標権	206	資本金	1,000
ソフトウェア	1,618	資本剰余金	250
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,447</b>	資本準備金	250
投資有価証券	1,720	<b>利益剰余金</b>	<b>38,506</b>
関係会社株式	2,648	その他利益剰余金	38,506
繰延税金資産	739	繰越利益剰余金	38,506
その他	338	<b>自己株式</b>	<b>△ 730</b>
<b>資産合計</b>	<b>64,250</b>	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△65</b>
		その他有価証券評価差額金	△198
		繰延ヘッジ損益	132
		<b>純資産合計</b>	<b>38,960</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>64,250</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	69,658
売上原価	52,818
売上総利益	16,839
販売費及び一般管理費	12,518
営業利益	4,321
営業外収益	5,990
受取利息	174
受取配当金	4,402
投資有価証券売却益	1,042
受取賃貸料	269
その他	102
営業外費用	373
支払利息	20
為替差損	51
減価償却費	2
自己株式取得費用	1
支払手数料	60
賃貸収入原価	219
その他	17
経常利益	9,939
特別利益	318
固定資産売却益	11
投資有価証券売却益	200
貸倒引当金戻入益	106
特別損失	3
固定資産除却損	3
税引前当期純利益	10,254
法人税、住民税及び事業税	1,100
法人税等調整額	△165
当期純利益	9,319

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	1,000	250	250	39,064	39,064	△327	39,987
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△1,637	△1,637		△1,637
当 期 純 利 益				9,319	9,319		9,319
自 己 株 式 の 取 得						△8,703	△8,703
自 己 株 式 の 処 分				△20	△20	81	60
自 己 株 式 の 消 却				△8,219	△8,219	8,219	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△558	△558	△402	△961
当 期 末 残 高	1,000	250	250	38,506	38,506	△730	39,026

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	357	-	357	40,344
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△1,637
当 期 純 利 益				9,319
自 己 株 式 の 取 得				△8,703
自 己 株 式 の 処 分				60
自 己 株 式 の 消 却				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△555	132	△422	△422
当 期 変 動 額 合 計	△555	132	△422	△1,383
当 期 末 残 高	△198	132	△65	38,960

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直  
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

##### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品

移動平均法による原価法

貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの  
方法

原材料

移動平均法による原価法

貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの  
方法。ただし、継続適用を前提に正味売却価額ではなく再調達原  
価とする

貯蔵品

最終仕入原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備  
を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及  
び構築物については定額法を採用しております。

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、  
3年間で均等償却をしております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～47年

工具、器具及び備品 2年～15年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 3年～5年

特許権 2年～8年

- (3) リース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金
- 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 役員賞与引当金
- 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 退職給付引当金
- 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上し、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- なお、数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- また、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過する場合には、超過額を前払年金費用に計上しております。
- (4) 役員退職慰労引当金
- 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく必要額を計上しております。
- (5) 製品保証引当金
- 製品の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績に基づく合理的な見積額を計上しております。
- (6) 株主優待引当金
- 株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を株主優待引当金として計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
- 主に国内の事業者及び一般顧客に対してIT機器等の商品の販売、製品の保守サービスの提供をしており、収益認識の会計基準等を適用しております。
- 商品の販売においては、引き渡し等により顧客に支配が移転した時点で履行義務が充足されることとなりますが、適用指針第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時点において収益を認識しております。また、顧客との契約において約束された対価が

ら、値引き、リベート、返品及び販売促進費等の名目で顧客に支払う対価の一部について控除しております。

製品の保守サービスについては一定の期間を設けその期間内において製品の修理・交換等のサービスを提供するものであり、期間の経過により履行義務が充足されることから、一定の期間に渡り収益を認識しております。

なお、これらに関する取引の対価については、商品の引き渡し又はサービス提供開始から通常1年以内に支払を受けており、重要な金融要素の調整はしておりません。

## 5. 重要なヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務

### (3) ヘッジ方針

将来の為替相場変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

### (4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジの有効性を確保できるような為替予約取引の利用を行っております。

### (5) その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従って、行っております。

## (表示方法の変更に関する注記)

2025年4月1日に実施しました吸収合併により当社が純粋持株会社から事業会社へ移行したことに伴い、次の通り計算書類の組替えを行っております。

### ・損益計算書

前事業年度において「売上高」に表示していた関係会社受取配当金、関係会社貸付金利息、保証料収入、「売上高」及び「営業外収益」の「その他」に表示していた不動産賃貸料収入のうち、関係会社受取配当金を「営業外収益」の「受取配当金」、不動産賃貸料収入を「営業外収益」の「受取賃貸料」、関係会社貸付金利息を「営業外収益」の「受取利息」、保証料収入を「営業外収益」の「その他」へ組替えを行っております。

## (会計上の見積りに関する注記)

・ 関係会社投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当 事 業 年 度
関 係 会 社 株 式	2,648
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	7,220

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

### ① 算出方法

関係会社株式については、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した各関係会社の計算書類を基礎とした1株当たりの純資産額、若しくは1株当たりの純資産額に買収時において認識した超過収益力を反映させたものを実質価額として、当該実質価額と取得原価とを比較し、減損処理の要否を判定しております。

また、関係会社短期貸付金については、債権の回収に重大な問題が生じているか又は生じる可能性が高いときには、当該会社の財政状態を基礎として回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

### ② 主要な仮定

減損処理の要否及び実施する場合の金額は、純資産の回復可能性、超過収益力の毀損の有無及び毀損している場合の当該毀損金額に依存しており、関係会社投融資の評価における重要な仮定は、主に関係会社の将来計画における収益性の見込みとなります。

### ③ 翌事業年度の計算書類へ与える影響

これらの仮定は、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

・棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当 事 業 年 度
商 品 及 び 製 品	7,032
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	5,989

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

棚卸資産の評価は、棚卸資産に収益性の低下が生じたと判断した場合に正味売却価額で評価する方法及び正常な営業循環過程から外れた棚卸資産については滞留月数に応じて定期的に帳簿価額を切下げる方法に基づいております。

正味売却価額で評価する方法は、期末日時点の正味売却価額を見積り、正味売却価額が棚卸資産の取得原価と比較して下落している場合に正味売却価額を棚卸資産評価額とするとともに、減額した帳簿価額を棚卸資産評価損として処理しております。正味売却価額は、見積販売価格から実績率に基づく見積販売直接経費を控除して算定し、見積販売価格は期末日前の販売実績の平均単価に基づいて算定しております。なお、原材料については、正味売却価額に代えて再調達原価に基づく処理をしております。

滞留月数に応じて定期的に帳簿価額を切下げる方法は、期末日から一定期間を経過しているものを長期滞留在庫と判断し、長期滞留在庫の評価時点の取得原価に滞留月数に応じて設定された減額率を乗じることにより棚卸資産評価額を算出するとともに、減額した帳簿価額を棚卸資産評価損として処理しています。

② 主要な仮定

主要な仮定は見積販売価格、見積販売直接経費、再調達原価及び滞留月数に応じて設定された減額率です。

③ 翌事業年度の計算書類へ与える影響

正味売却価額の見積りは不確実性を伴うため、正味売却価額が想定よりも下回った場合には損失が発生する可能性があります。

滞留月数に応じて設定された減額率は商品のライフサイクルを勘案して仮定を設定しており、急激なライフサイクルの変化が生じた場合や市場環境が予測より悪化する場合、原材料等の使用実績に著しい変化が生じた場合には、損失が発生する可能性があります。

**(貸借対照表に関する注記)**

1. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	1,666百万円
短期金銭債務	9,900百万円
2. 偶発債務	
シー・エフ・デー販売株式会社	2,048百万円

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	2,478百万円
仕入高	27,318百万円
営業取引以外の取引による取引高	4,856百万円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	159,471株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資簿価修正額	1,181百万円
関係会社株式評価損	741百万円
未払賞与	296百万円
棚卸資産	157百万円
未払事業税	53百万円
役員退職慰労引当金	45百万円
税務上の繰越欠損金(注2)	478百万円
その他	241百万円
繰延税金資産小計	<u>3,196百万円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△306百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,075百万円
評価性引当額小計(注1)	<u>△2,381百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>814百万円</u>
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△58百万円
その他有価証券評価差額金	△14百万円
その他	△1百万円
繰延税金負債合計	<u>△75百万円</u>
繰延税金資産(負債)の純額	<u><u>739百万円</u></u>

(注1) 2025年4月1日を効力発生日とする連結子会社(旧株式会社バッファロー)の吸収合併(適格合併)に伴い、関係会社株式評価損及び貸倒引当金に係る将来減算一時差異の解消により、評価性引当額は減少しております。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
 当事業年度(2026年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(※)	—	—	—	—	—	478	478
評価性引当額	—	—	—	—	—	△306	△306
繰延税金資産	—	—	—	—	—	172	172

※税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因  
 となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△13.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9%
住民税均等割	0.2%
評価性引当額の増減	△8.4%
税額控除	△2.4%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>9.1%</u>

**(リースにより使用する固定資産に関する注記)**

事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主 (その他の関係会社)	株式会社 メルコグループ	(被所有) 直接 30.72%	役員 の兼任 人員の 出向 事務所の 賃貸	自己株式の取得 (注)	6,395	-	-

(注) 自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) により取得しており、取引価格は2025年5月8日の終値によるもの4,453百万円、2025年9月4日の終値によるもの1,942百万円であります。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注) 3	科目	期末残高 (注) 3
子会社	シー・エフ・デー 販売株式会社	直接 100%	資金貸借 役員 の兼任 債務保証	資金の貸付 (純額) (注) 1	4,468	関係会社 短期貸付金	7,190
				利息の受取 (注) 1	127	営業未収入金	11
子会社	株式会社トゥーコネクト	直接 100%	資金貸借 役員 の兼任	配当の受取	3,711	-	-
				資金の預り管理 (純額) (注) 1	△1,750	預り金	1,100
				利息の支払 (注) 1	3	未払費用	0
子会社	巴比禄股份有限公司	直接 100%	当社原材料の 仕入代行 役員 の兼任	原材料の仕入 (注) 2	26,035	買掛金	6,898

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金貸借取引の金利については、市場金利を勘案して決定しております。  
 2. 契約書に定める料率に応じて合理的に決定しております。  
 3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

**(1 株当たり情報に関する注記)**

1 株当たり純資産額	1,645.24円
1 株当たり当期純利益	369.40円

(注) 2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

**(連結配当規制適用会社に関する注記)**

当社は連結配当規制の適用会社であります。

**(収益認識に関する注記)**

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社バッファロー  
取締役会 御中

監査法人東海会計社  
愛知県名古屋市  
代表社員  
業務執行社員  
代表社員  
業務執行社員  
公認会計士 塚本 憲 司  
公認会計士 山 口 泰 嗣

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バッファローの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バッファロー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対し意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社バッファロー  
取締役会 御中

監査法人東海会計社  
愛知県名古屋市  
代表社員 公認会計士 塚本 憲 司  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 山口 泰 嗣  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バッファローの2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、リモート参加も利用して重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

株式会社バッファロー 監査等委員会

常勤監査等委員  
監査等委員

長瀬吉昌  
宮嶋宏幸

㊞  
㊞

常勤監査等委員  
監査等委員

神谷 純  
大塚久美子

㊞  
㊞

(注) 常勤監査等委員神谷純、監査等委員宮嶋宏幸及び大塚久美子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上